

# 愛知県における処遇改善等加算Ⅱの研修修了要件の取扱方針について (幼稚園・認定こども園(全類型)用)

2023年1月24日 制定

2024年2月14日 改正

愛知県福祉局子育て支援課

※政令指定都市・中核市所在の施設は、市の取扱いによる。

## 1. 処遇改善等加算Ⅱの研修修了要件に該当する研修

以下の実施主体が実施する研修であって、教育及び保育の質を高めるための知識・技能の向上を目的としたもの。

研修実施主体	対象となる研修
① 都道府県または市町村(教育委員会を含む)	2017年度(平成29年度)以降に受講し、受講実績が確認できるもの。
② 認定こども園関係団体、幼稚園関係団体又は保育関係団体のうち、都道府県が適当と認めた者	
③ 大学等(大学、大学共同利用機関若しくは指定教員養成機関又は(独)教職員支援機構若しくは(独)国立特別支援教育総合研究所をいう。)	
④ その他都道府県が適当と認めた者	
⑤ 園内における研修を企画・実施する認定こども園又は幼稚園	

なお、2017年度(平成29年度)以降に受講したものとする。ただし、専門性の向上を図る制度の趣旨を踏まえ、最新の園外研修を積極的に受講すること。

また、加算対象職員は、処遇改善等加算Ⅱによる賃金改善を受ける月の前月までに研修修了要件通知に定める研修を修了する必要がある。

## 2. 対象者及び修了すべき研修分野

研修分野	中核リーダー	専門リーダー	若手リーダー
教育の質を高めるための知識・技能の向上を目的とした研修	60時間以上	60時間以上	15時間以上
うちマネジメント分野の研修	15時間以上【必須】	—	—
うち園内研修	15時間以内可	15時間以内可	4時間以内可

## 3. 旧免許状更新講習・免許法認定講習・保育士等キャリアアップ研修について

下記の証明書の種類に応じて、研修時間欄に記載の時間数を修了した時間数とする。

なお、研修内容がマネジメント分野に該当することを確認できる場合は、該当時間分をマネ

ジメント分野の研修を受講した時間数として扱う。

**(1) 旧免許状更新講習（幼稚園教諭免許状を更新したことが証明できる書類）**

証明書の種類	研修時間
大学等が発行する「更新講習修了（履修）証明書」	書類記載の時間数
教育委員会が発行する「有効期間更新証明書」、「更新講習修了確認証明書」又は「教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認証明書」	30時間

**(2) 免許法認定講習（いわゆる上進講習）**

証明書の種類	研修時間
大学等が発行する「学力に関する証明書」	取得単位数×講習時間

**(3) 保育士等キャリアアップ研修**

証明書の種類	研修時間
保育士等キャリアアップ研修修了証（※）	15時間

（※）有効となる保育士等キャリアアップ研修の研修分野は以下のとおり。

研修分野		中核リーダー	専門リーダー	若手リーダー
専門分野別研修	①乳児保育	△（注1）	△（注1）	△（注1）
	②幼児教育	○	○	○
	③障害児保育	○	○	○
	④食育・アレルギー対応	○	○	○
	⑤保健衛生・安全対策	○	○	○
	⑥保護者支援・子育て支援	○	○	○
マネジメント		○	×（注2）	×（注3）
保育実践		×（注3）	×（注3）	×（注3）

（注1）乳児保育は認定こども園に限り有効となる。（幼稚園は対象外。）

（注2）2021年度（令和3年度）までの研修修了に限り有効となる。

（注3）2019年度（令和元年度）までの研修修了に限り有効となる。

**4. 研修修了要件の確認方法（2023年度から段階的に必須化される。）**

処遇改善等加算Ⅱの申請時に以下のものを添付すること。

- (1) 処遇改善等加算Ⅱ 研修受講履歴総括表（幼稚園・認定こども園用）（様式2）
- (2) 処遇改善等加算Ⅱ 研修受講履歴一覧表（個人作成用）（様式3）
- (3) 様式3に記載された加算対象職員の研修修了を証明する書類の写し（※）

※ 過年度の処遇改善等加算Ⅱの申請時に提出済のものは、再度添付する必要はない。

(研修修了を証明する書類の例)

・ 管理簿

○ 管理簿の例

「研修ハンドブック」((公財) 全日本私立幼稚園幼児教育研究機構/監修)

「保育士等キャリアアップ研修ハンドブック」(全国保育士会編)

- ・ 大学等が発行する「更新講習修了(履修)証明書」
- ・ 教育委員会が発行する「有効期間更新証明書」、「更新講習修了確認証明書」又は「改正法附則第2条第3項第3号の確認証明書」
- ・ 大学等が発行する「学力に関する証明書」
- ・ 保育士等キャリアアップ研修修了証
- ・ 都道府県や市町村(教育委員会を含む)が開催した研修の修了証等
- ・ 認定こども園関係団体、幼稚園関係団体又は保育関係団体のうち、都道府県が適当と認めた者が開催した研修の修了証等(研修スタンプ(シール)等を含む)

(4) 園内研修実施状況報告書(様式4)及び添付書類(要件を満たすことが確認できる書類)  
なお、(4)は園内研修を積算している施設のみとする。(園内研修については後述。)

## 5. その他

### (1) 研修実施主体が研修の修了証明(修了証)を発行しない場合の取扱い等について

愛知県総合教育センターが実施する研修など、研修実施主体から研修の修了証明が発行されない場合は、修了証明の代わりに、加算対象職員が確実に研修を受講したことが分かる何らかの書類(例:研修の復命書、研修の受講決定通知、研修資料など)を添付すること。

また、研修の修了証明を紛失した場合は、研修実施主体に再交付を依頼すること。

### (2) ②認定こども園関係団体、幼稚園関係団体又は保育関係団体のうち、都道府県が適当と認めた者について

愛知県が現時点で適当と認めた団体は別紙のとおりである。最新の情報は愛知県子育て支援課のHPに掲載する。また、全国の認定状況は内閣府のHPにおいて公表されている。

全国団体等が認められている場合は同じ研修体系で実施する地区団体等の研修も対象となる。また、認定年月日以前を含め、2017年度(平成29年度)以降に受講した研修が修了要件の対象となる。

(3) 園内研修(⑤園内における研修を企画・実施する認定こども園又は幼稚園)について  
各施設が企画・実施する園内研修は、以下の要件を満たす場合に中核リーダー・専門リーダーは15時間以内、若手リーダーは4時間以内で含めることができる。

○ 園内研修の要件

- ・ 研修内容に関して十分な知識及び経験を有すると加算認定自治体が認める者又は大学等に所属する者を講師として行うものであること。
- ・ 研修の目的及び内容が明確に設定されていること。
- ・ 研修受講者が明確に特定されており、各園において研修修了の証明が可能であること。

園内研修を加算に係る研修とする場合は、処遇改善等加算Ⅱの申請時に「園内研修実施状況

報告書」(様式4)及び添付書類(要件を満たすことが確認できる書類)を提出すること。

なお、園内研修の目的及び内容、講師の選定及び研修受講者について確認を行うため、追加書類を依頼することがある。

ただし、専門性の向上を図る制度の趣旨を踏まえ、研修修了要件として園内研修を使用することは最小限とし、積極的に園外研修を受講すること。

#### (4) 取扱方針について

この方針は現時点のものであり、国通知・FAQ等により取扱いが変わる場合がある。